

令和5年7月吉日

## 「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」の 改定のお知らせ

お客様各位

令和5年4月1日の法改正に伴い、「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」を令和5年7月10日付で改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、特約の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」からご確認いただけます。

改正前	改正後
<p><b>1. 特約の適用範囲</b></p> <p>(2)④ 預金者が前号の契約にもとづき平成25年5月22日から令和5年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p><b>10. 非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出</b></p> <p>預金者は、<u>遺留分による減殺の請求等</u>があったことにより、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税拋出額」という。）が減少する場合は教育資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は教育資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p><b>11. 贈与者が死亡した場合の届出等</b></p> <p>(1) 第1条第2項第4号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈</p>	<p><b>1. 特約の適用範囲</b></p> <p>(2)④ 預金者が前号の契約にもとづき平成25年5月22日から令和8年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、預金として預け入れること</p> <p><b>10. 非課税拋出額の減少等があった場合の申告書の提出</b></p> <p>預金者は、<u>遺留分侵害額の請求等</u>があったことにより、教育資金非課税措置の適用を受けるものとして教育資金非課税申告書または追加教育資金非課税申告書に記載された金額の合計金額（以下「非課税拋出額」という。）が減少する場合は教育資金非課税取消申告書を、非課税拋出額がないことになった場合は教育資金非課税廃止申告書を、直ちに提出するものとします。</p> <p><b>11. 贈与者が死亡した場合の届出等</b></p> <p>(1) 第1条第2項第4号による預入れから教育資金管理契約の終了の日までの間に贈</p>

与者が死亡した場合において、預金者が当該贈与者から取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において、以下のいずれかに該当する場合は適用しません。

- ① 当該預金者が23歳未満である場合
- ② 当該預金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- ④ 平成31年3月31日以前に贈与により取得した金銭
- ⑤ 平成31年4月1日以降令和3年3月31日までに贈与により取得した金銭の内、当該贈与者の死亡前3年超に贈与により取得した金銭

(2) なお受贈者の方が贈与者の方のお孫さまやひ孫さまといった、お子さま以外の直系卑属の場合、令和3年4月1日以降に贈与により取得した金銭については、相続税の2割加算の対象となります。

### 13. 終了事由

この特約は、普通預金規定にもとづき当金庫が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

#### (1) 預金者が30歳に達した日

ただし、令和1年7月1日以降に預金者が30歳に達する場合は、預金者が30歳に達

与者が死亡した場合において、預金者が当該贈与者から取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を、当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において、以下のいずれかに該当する場合は適用しません。

- ① 当該預金者が23歳未満である場合
- ② 当該預金者が学校等に在学している場合
- ③ 当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- ④ 平成31年3月31日以前に贈与により取得した金銭
- ⑤ 平成31年4月1日以降令和3年3月31日までに贈与により取得した金銭の内、当該贈与者の死亡前3年超に贈与により取得した金銭

なお、預金者が令和5年4月1日以降に贈与により取得した金銭については、上記①、②および③に該当する場合においても、管理残額を当該預金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなす場合があります。

(2) (削除)受贈者の方が贈与者の方のお孫さまやひ孫さまといった、お子さま以外の直系卑属の場合、令和3年4月1日以降に贈与により取得した金銭については、相続税の2割加算の対象となります。

### 13. 終了事由

この特約は、普通預金（決済用普通預金を含む）規定にもとづき当金庫が預金口座を解約する場合のほか、次の事由の区分に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了することとします。

#### ① 預金者が30歳に達した日

ただし、令和1年7月1日以降に預金者が30歳に達する場合は、預金者が30歳に達

<p>した日において以下の①または②のいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において以下の①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日または当該預金者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。</p> <p>① 当該預金者が学校等に在学している場合  ② 当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合  ② 預金者が死亡した日  ③ この特約に係る預金の額が零となった場合において預金者と当金庫との間でこの特約を終了させる合意があり、この特約が当該合意にもとづき終了する日</p> <p><b>15. 免責条項</b></p> <p>(1) ⑧ <u>普通預金規定</u>の解約事由その他預金者の帰責事由により、この特約に係る預金口座が解約されたこと</p>	<p>した日において以下のA. またはB. のいずれかに該当するときは、教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において以下のA. またはB. のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日または当該預金者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとする。</p> <p>A. 当該預金者が学校等に在学している場合  B. 当該預金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合  ② 預金者が死亡した日  ③ この特約に係る預金の額が零となった場合において預金者と当金庫との間でこの特約を終了させる合意があり、この特約が当該合意にもとづき終了する日</p> <p><b>15. 免責条項</b></p> <p>(1) ⑧ <u>普通預金（決済用普通預金を含む）規定</u>の解約事由その他預金者の帰責事由により、この特約に係る預金口座が解約されたこと</p>
--	--